交付金事務等交付金交付規則の一部を改正する告示

交付金事務等交付金交付規則（昭和五十六年科学技術庁通商産業省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省・経済産業省告示第一号）」を「電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十八年文部科学省・経済産業省告示第二号）」に改め、「原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則」を「原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則」に改める。

様式第1の注(1)及び様式第5のⅣ．注(1)中「及び高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金」を「、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省告示第百八十八号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十八年度雇用施策実施方針の策定に関する指針を次のように定める。

平成二十八年四月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十八年度雇用施策実施方針の策定に関する指針

目次

第一　趣旨
第二　平成二十八年度の重点施策
一　地方創生に向けた取組の推進
(一)　都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の開催
(二)　地域における良質な雇用の創出・人材育成等
(三)　地域の多種多様な人材育成ニーズに対応した人材育成
(四)　地方拠点強化税制の活用促進
(五)　同意雇用開発促進地域における質の高い雇用機会の確保
二　非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現
(一)　非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進
(二)　パートタイム労働対策の推進
三　女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化
(一)　女性の活躍推進のための積極的取組の推進
(二)　ひとり親に対する就業対策の強化
(三)　仕事と家庭の両立支援
(四)　妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする不利益取扱い等を防止するための対策強化
四　若者の活躍推進
(一)　若者の適職選択の支援
(二)　フリーター等の正規雇用化の促進
(三)　ニート等の職業的自立への支援
五　生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備
(一)　企業等における高年齢者の雇用の促進
(二)　高年齢者の再就職の促進
(三)　地域における多様な雇用・就業機会の確保
(四)　シルバー人材センターの機能強化
(五)　高年齢退職予定者の就業促進
(六)　高齢期に向けた起業等に伴う雇用の創出に対する助成制度の創設
六　障害者等の活躍促進
(一)　雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務に係る規定の円滑な施行
(二)　障害者及び企業への職場定着支援の拡充
(三)　多様な障害特性に応じた就労支援の推進
(四)　がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就労支援の強化
(五)　障害者の職業能力開発支援の充実
七　外国人材の活用・国際協力
八　重層的なセーフティネットの構築
(一)　求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者のセーフティネットの確保
(二)　生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等
九　人材力強化・人材確保対策の推進
(一)　ジョブ・カードの普及促進
(二)　産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等
(三)　公共職業安定所等におけるマッチング機能の強化
(四)　人材不足分野等における人材確保対策等の総合的な推進
十　働き方改革の実現
(一)　過労死等防止対策の推進等
(二)　ワーク・ライフ・バランスの実現
(三)　持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備等

第一　趣旨

この指針は、都道府県労働局長が、雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第一項の規定に基づき、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）を策定するための指針である。

国と地方公共団体との連携強化の方向性は、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指すことであり、具体的な取組としては、国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むため、都道府県労働局長と地方公共団体の長による雇用対策協定の締結や、公共職業安定所の求人情報を地方公共団体等にオンラインで提供する取組、国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う福祉等の業務を一体的に実施する取組、国と市町村が連携して設置するふるさとハローワークでの就職支援、各種の共同事業等がある。

これらの取組については、都道府県労働局と地方公共団体が日頃から意思疎通を図り、利用者の様々なニーズにきめ細かく応え、着実に成果を上げていくことが重要である。

このため、雇用対策連絡調整会議の開催、都道府県労働局職業安定部長を連絡責任者とする地方公共団体との連絡窓口の活用、また、各都道府県の労働力需給推計等の政策立案に資する情報の共有等を通じて、地方公共団体と一層緊密な連携・協力関係を構築する必要がある。その際、平成二十八年四月の都道府県労働局の組織再編において「雇用環境・均等部（室）」が設置される等、都道府県労働局内の所掌事務に変更が生じることも踏まえて対応する必要がある。

都道府県労働局長は、この指針を踏まえ、都道府県知事の意見を聞いて雇用施策実施方針を定め、国の講ずる雇用に関する施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

第二　平成二十八年度の重点施策

一　地方創生に向けた取組の推進

(一)　都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の開催

働き方改革については、地方創生やワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえながら、各地域において、地域の実情に応じた取組を進めることが重要である。